別添２　重大事態（いじめ・暴力等）が起こった場合の組織的対応（丹波市立南小学校）

1 発見

重大事態の発見（情報を得た教職員　→　教頭⇔校長に）

Ⅰ　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
（法第 28 条　第 1 項第 1 号）

（1）児童が自殺を企図した場合
（2）身体に重大な傷害を負った場合
（3）金品等に重大な被害を被った場合
（4）精神性の疾患を発症した場合 等

Ⅱ　いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
（法第 28 条第 1 項第 2 号）

（1）年間３０日以上の欠席、一定期間の連続した欠席があった場合
※　上記に限らず、児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

県教育委員会
・学校問題サポートチーム

2 情報収集

管理職
設置指示

市長

報告

報告
支援

関係機関との連携
・丹波警察署
・川西こども家庭ｾﾝﾀｰ
・家庭児童相談係

報告
支援

いじめ対応チーム（緊急対策会議）設置

報告

・重大事態の判断
市教育委員会
・調査主体の判断
市教委主体　学校主体

3 事実確認

支援
報告

学校に調査協力依頼

調査協力・報告

調査指示

調査結果報告

いじめ対応チーム（緊急対策会議）
校長　教頭　主幹教諭　生徒指導（いじめ担当）
児童支援　人権担当　担任団　養護
関係機関（市教委、警察、ＳＣ、ＳＳＷ、など）

職員会議（全職員）

報告
理解
協働

確認報告・共通理解　情報・窓口の一本化の徹底

調査方針・分担決定情報収集

調査班編成　事案状況によりメンバー決定
（児童支援、生徒指導・担任団・養護教諭等）

報告・事実関係の把握

4 方針決定

対応班編成　事案状況によりメンバー決定
○指導・支援対応　（担任団、児童支援、地区担当等）　○ＰＴＡ、メディア対応（管理職）

報告
説明

意見
確認

報告
説明

指導
報告
事実

報告
説明

いじめられた児童保護者
・事実確認、共感
・安全確保、最後まで守り抜く姿勢
・学校全体で組織的に解決していく姿勢
・学習環境の確保

関係児童・保護者への指導と援助

いじめた児童・保護者
・事実確認、児童の背景
・絶対ゆるされない事
・成長支援

学級・ＰＴＡ、地域対応
・説明文書
・緊急説明会
・メディア対応

5 対応

・校内サポート（他の児童・保護者へのメンタルサポート）
校長　教頭　主幹教諭　生徒指導（いじめ担当）
児童支援　人権担当　担任団　養護　ＰＴＡ役員

6 解消経過観察

指導方針決定、指導体制編成
対応班による
いじめ解消に向けた指導と啓発

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止活動